

2026年6月30日

〒105-6417

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

虎ノ門ヒルズビジネスタワー

日鉄ソリューションズ株式会社

社外取締役

石井 一郎 様

堀井 利江 様

山畑 聡 様

星 周一郎 様

藤田 和弘 様

川上 智子 様

1 Temasek Avenue

#20-02A, Millenia Tower, Singapore

3D Investment Partners Pte. Ltd.

### 貴社第46期定時株主総会の決議結果を踏まえた社外取締役との面談の要請

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社の大株主であるファンドに対し投資一任運用サービスを提供している 3D Investment Partners Pte. Ltd. (以下、同ファンドとあわせて「当社」) は、2026年6月19日開催の貴社第46期定時株主総会 (以下「本株主総会」) において、貴社の親会社である日本製鉄株式会社 (以下「親会社」) への「預け金の禁止」(第2号議案) 及び「預け金に係る取引条件、その合理性の判断根拠、見直し・解消方針等の開示」(第3号議案) を求める定款一部変更の株主提案を提出してまいりました。

2026年6月23日、貴社は本株主総会の決議結果を記載した臨時報告書を開示され、以下の表が示す通り、両株主提案は、少数株主の約60%から賛成の議決権行使を得たことが明らかになりました。

	第2号議案	第3号議案
親会社を除いた議決権の総行使個数	494,748	494,765
賛成の議決権行使個数	296,073	301,096
親会社を除いた議案賛成率	<b>59.8%</b>	<b>60.9%</b>

本決議結果は、多くの少数株主が、企業価値を毀損する親会社への預け金に懸念を抱き、その

解消及び解消に向けた合理的な検証と説明を求めていることを明確に示すものです。

この点、2026年3月27日付の東京証券取引所「少数株主保護に関する上場制度の見直しについて」においては、「親会社を有する上場会社」（以下「上場子会社」）を対象に、会社提案議案たる各取締役選任議案に対する少数株主の反対率を開示し、仮にそのなかに少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があった場合には、反対理由の分析、株主から得られたフィードバックの概要、及び取締役会としての追加措置について、開示を義務化することが検討されています。同指針では、その趣旨として、上場子会社においては、議決が多数決で行われるとしても、少数株主の利益が適切に確保されるよう、支配的な株主のみならず少数株主も意識した経営を行う必要があるとされ、加えて、少数株主から相当数の反対票という形で懸念が示された場合には、少数株主との対話を進めるとともに、得られたフィードバックを踏まえて追加的な施策の必要性等を検討することが求められています。

そして、2026年1月14日付の東京証券取引所「親子上場等に関する取組みの状況」においては、少数株主の賛成率50%未満の会社提案議案たる社外取締役選任議案は全体の約2%程度にとどまるというデータも示されているところです。すなわち、少数株主の過半数から会社に対して各議案の票を通じて懸念が示される場面は相当異常な事態であるといえるところ、本決議結果においても、まさにこのような懸念が示されている事態となっております。

貴社におかれては、上場子会社において当局や東京証券取引所が主導する形で少数株主保護のための是正措置の整備が進む昨今の潮流と本決議結果とを照らし合わせ、長年にわたり株主の意思が問われることなく取締役会の判断のみで継続されてきた本預け金について、その解消を念頭に、合理性を検証し、その経過を株主に対して説明されることが強く求められます。

かかる事情を踏まえ、当社は、少数株主の一員として、本預け金問題に関する当社の見解を、少数株主の負託を受ける立場にある貴社社外取締役にお伝えするとともに、本決議結果に表れた少数株主の意思を踏まえ、本預け金に対する貴社社外取締役の皆様のお考えを伺いたく、直接の対話の機会を頂戴したく存じます<sup>1</sup>。

つきましては、7月20日（月）までに、ご面談の可否につき、貴社社外取締役名義による正式

---

<sup>1</sup> 当社が、貴社の親会社への預け金につき、貴社社外取締役に対話の機会を求める根拠は、以下のとおりです。

コーポレートガバナンス・コード基本原則5が定めるとおり、上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきものとされています。

この点、2020年7月31日付の経済産業省「社外取締役の在り方に関する実務指針」において、社外取締役の基本的な役割は「株主からの付託を受けて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること」とされ、さらに従属上場会社の社外取締役については、2023年12月26日付の東京証券取引所「支配株主・支配的な株主を有する上場会社において独立社外取締役に期待される役割」が示すとおり、支配株主と少数株主との間で利益相反が生じる局面において、少数株主の利益を適切に保護する役割が付加されます。

かかる東京証券取引所及び経済産業省の指針に従い、当社は、本預け金問題に関し、当社を含む貴社少数株主の付託を受ける立場にある貴社社外取締役との対話の機会を求めるものです。

なご回答を書面にて賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白